

# 札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日  
保健福祉局理事決裁

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

## （目的）

第 1 条 重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業は、札幌市内に居住地を有する在宅の重度障がい者（児）及び難病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に定める疾病。以下同じ。）患者等（以下「障がい者等」という。）に対し、特殊寝台、特殊マット等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、もって日常生活の便宜を図ることを目的とする。

## （用具の種目、給付の対象者及び基準額）

第 2 条 給付の対象となる用具及び性能の要件は、別表 1 の「種目」欄、「性能」欄にそれぞれ掲げるとおりとし、対象者の要件は、障がい者等のうち、別表 1 の「対象者」欄、「対象年齢」欄にそれぞれ掲げるとおりとする。ただし、別表 1 に定める用具のうち、歩行補助つえ、頭部保護帽、保護ブーツ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストーマ用装具、収尿器については病院、施設等に入院、入所中であっても給付の対象とする。

- 2 給付基準額については、別表 1 にそれぞれ掲げるとおりとする。
- 3 給付する用具を具体的に決定するにあたっては、「消費税法施行令第 14 の 4 の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成 3 年厚生省告示第 130 号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成 3 年 9 月 26 日社更第 199 号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局衛生課長通知）も参考とすること。
- 4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、

前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能や障がい状況の変化により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能等の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障がい者等の用具の使用効果を飛躍的に向上させる場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

なお、当該期間中及び期間経過後において、利用者の故意過失により修理不能となった場合は再給付を制限するものとする。

(事務担当機関)

第3条 用具の給付に関する事務は、用具の給付を受けようとする障がい者等及びその扶養義務者の居住地を管轄する保健福祉部が行うものとする。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を希望する者（給付の対象者又はこれを現に扶養する者）は、次の各号の書類を対象者の居住地を管轄する保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）に提出しなければならない。ただし、第3号については保健福祉部長が認めたときは省略することができる。

- (1) 申請書（様式1 ＊ストーマ用装具については様式2）
- (2) 用具見積書（様式自由 札幌市と本事業に関して委託契約を締結している事業者（以下、単に「事業者」という。）が発行したものに限り）
- (3) 当該年度分（4月から6月にあつては前年度分）の市町村民税の額を証明できるもの及び本人の収入が把握できるもの。

(給付の制限)

第5条 別表1の給付要件を満たす障がい者等であっても、介護保険法に基づく福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費の支給対象者については、介護保険と重複する種目に関しては、この事業による給付を受けることができない。また、その他の法令に基づく給付であつて、この事業による給付に相当するものを受けるときも同様とする。

2 給付を受けようとする障がい者等本人又は住民基本台帳上の同一世帯員

(障がい者等本人が18歳以上の場合は、本人及び同一世帯員である配偶者に限る。)のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額(地方税法附則第5条の4に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第314条の7に基づく寄附金税額控除前の所得割額をいう。)が46万円以上の場合は、別表1の給付要件を満たす場合であっても、この事業による給付を受けることができない。

(調査)

第6条 保健福祉部長は、申請書の提出があったときは、当該対象者の経済状況、身体状況、家庭環境及び住宅状況等を必要に応じて実地に調査するものとする。

(給付の決定)

第7条 保健福祉部長は、申請書及び調査内容等をもとに審査し、給付適否の決定を行うものとする。

2 審査の結果、給付の可否については、札幌市福祉サービス共通様式等に関する要綱(以下「共通要綱」という。)に定める決定通知書(共通様式8)又は却下通知書(共通様式11)により当該申請者に通知するものとする。

また、給付決定者については、日常生活用具給付券(様式3)を交付するものとする。

(費用の負担)

第8条 用具の給付を受けた者(18歳未満の者にあつてはその保護者)は、別表2の区分により、用具の給付に要する費用の1割を原則として負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、用具の給付に要する費用の1割が別表2に定める月額上限負担額を超える場合は、当該月額上限負担額を負担するものとする。

3 利用者は、必要な用具の給付を受ける都度、前項の規定による負担額を直接事業者を支払うものとする。

(検収等)

第9条 保健福祉部長は、事業者が給付対象者に用具を納品した時には、用具の検収(確認)を行うとともに、給付後においてもその適正な使用及び管理

がなされているか等について家庭訪問等により指導すること。

(費用の請求及び支払)

第10条 用具の給付に要する費用の支払いは、次によるものとする。

- (1) 事業者は、給付決定者に用具を納品したときは、日常生活用具給付券を添え、本市の負担する額を市長に請求するものとする。なお、事業者は納品前に給付決定者より給付券を受け取り、本市に請求を行ってはならない。
- (2) 前号の本市の負担する額は、必要な用具の購入に要する費用（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）にあつては、当該用具の購入に要する費用の他改修工事に係る費用も含む。）から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が直接事業者を支払うべき額を控除した金額とする。
- (3) 市長は、上記請求に基づき日常生活用具給付券に定める範囲内においてその都度支払うものとする。

(用具の管理)

第11条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与又は担保に供してはならない。

- 2 用具の給付を受けた者は、当該用具を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持又は修理に要する経費を負担しなければならない。
- 3 保健福祉部長は、用具の給付を受けた者が、前2項の規定に反したときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。また、その者の日常生活用具に係る以後の給付申請を制限することができる。

(費用の返還)

第12条 保健福祉部長は、偽りその他不正行為によって、この要綱による給付を受けた者がいるときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。また、その者の日常生活用具に係る以後の給付申請を制限することができる。

(台帳の整備)

第13条 保健福祉部長は、当該事業の運営状況を明らかにするため、重度障がい者（児）等日常生活用具給付台帳（様式4）を整備するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 札幌市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱、札幌市聴覚障害者用ファクス等給付事業実施要綱、札幌市聴覚障害者用ファクス等給付事業実施要領、札幌市在宅重度身体障害者（児）自助具給付事業実施要綱（以下、「旧要綱要領」という。）は、この要綱施行後は廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に、旧要綱により盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日より2年に満たない者は、原則として視覚障害者用ポータブルレコーダーは給付対象外とする。
- 4 この要綱の施行日前に、旧要綱により聴覚障害者用ファクス等の給付を受け、給付日より5年に満たない者は、原則として聴覚障害者用通信装置（ファクス等）は給付対象外とする。
- 5 この要綱の施行日前に、札幌市障害者（児）情報バリアフリー化支援事業実施要綱に基づく補助金交付の決定を受け、決定日より5年に満たない者は、原則として情報・通信支援用具は給付対象外とする。
- 6 この要綱の施行日前に、北海道の「障害者情報バリアフリー化支援事業実施要綱」に基づく補助金の交付決定を受け、決定日より5年に満たない者は、原則として情報・通信支援用具は給付対象外とする。
- 7 別表1で定める基準にかかわらず、ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者（治癒困難な腸瘻がある者で腸瘻周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者を含む）又は二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のある者で、洗腸装具等の用具類を必要とする者に対してはストーマ用装具に代えて、洗腸装具、脱脂綿、サラシ、ガーゼの給付を行うことができるものとする。なお、その際の基準額は12,000円とする。
- 8 別表1で定める基準にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で平成18年9月30日の時点で病院、施設等に入院、入所中であり、身体障害者福祉法又は児童福祉法に基づく補装具交付修理制度において、ストーマ用装具に代えて紙おむつの交付を受けていた者であって、引き続き入院、入所中の者に対しては、ストーマ用装具に代えて、紙おむつの給付を当面の間行う

ことができるものとする。なおその際の基準額は6,500円とする。

- (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者で、紙おむつを必要とする者
- (2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者
- (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつを必要とする者
- (4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつを必要とする者

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、札幌市難病患者等居宅生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用具の給付を受け、決定日から起算して、この要綱に定められた同等の用具の耐用年数に満たない者は、原則として同等の用具は給付対象外とする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に、旧要綱により特殊マットの給付を受け、給付日より5年に満たない者は、原則として褥瘡防止マットは給付対象外とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

|  |  |      |  |  |  |         |  |
|--|--|------|--|--|--|---------|--|
|  |  |      |  |  |  |         |  |
|  |  |      |  |  |  | % (ZSSS |  |
|  |  | fl L |  |  |  | % ž*SS  |  |
|  |  |      |  |  |  | ,) žSSS |  |
|  |  |      |  |  |  | *+žSSS  |  |

















## 別表 2 市町村民税所得割額算定基準

- 1 市民税賦課期日に指定都市に住所を有していた者の税率は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）第 1 条による改正前の地方税法に規定する標準税率（6%）を用いる。
- 2 地方税法附則第 5 条の 4 又は同法附則第 5 条の 4 の 2 に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第 314 条の 7 に基づく寄附金税額控除前の所得割額をいう。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下この条において「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下この条において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表 2 の 2 費用徴収基準

| 所得区分  | 月額負担額    | 月額負担上限額                               |
|---|----------|---------------------------------------|
| 生活保護法による被保護世帯<br>(単給世帯を含む) 及び当該年<br>度分の市町村民税非課税世帯 | 0 円      | 0 円                                   |
| 一般世帯 (当該年度分の市町村民<br>税課税世帯)                        | 利用額の 1 割 | 37,200 円<br>(ストーマ用装具にあつては<br>3,100 円) |

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- この表において「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする障がい者本人が 18 歳以上の場合は、本人及び住民基本台帳上の同一世帯員である配偶者に限るものとする。
- この表において「利用者本人の収入」とは、前年（1 月から 6 月にあつては前々年）の公的年金等の収入金額、前年（1 月から 6 月にあつては前々年）の合計所得金額、前年（1 月から 6 月にあつては前々年）に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額をいう。
- 4 月から 6 月までの月分の徴収額に係る所得区分の認定を行うときは、この表中の「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯と見なして取扱う。
- 自己負担額を算出するにあたり、用具の給付に要する費用に 1 割を乗じた後に 10 円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。